

## 教育委員会会議録

開会の日時	平成27年10月19日 午後7時00分
閉会の日時	平成27年10月19日 午後7時14分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席委員の氏名	委員長 畠中 節夫 委員長職務代理者 中西 康裕 委員 中居 信明・松田 丈輔 教育長 宮崎 吉博
会議録に署名する委員氏名	松田 丈輔・中西 康裕
会議に出席した者の職・氏名	教育部長 玉置 行弘 教育次長 藤原 厚 教育総務課長 濱口 昌大 社会教育課長 世古口 真弓 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 藤本 宏 教育研究所長 山口 茂樹 教育総務課副参事 宮瀬 浩 教育総務課副参事 倉世古 和人 学校教育課副参事 松村 まち子 学校教育課副参事 植村 法文 学校教育課副参事 籠谷 芳行 教育総務課総務係長 前村 忍
会議の書記	前村 忍
会議に付した事件	議案第35号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について 議案第36号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について 議案第37号 伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則の制定について
会議の要旨	別添のとおり

## **委員長**

開会の宣言

署名委員の指名 松田委員、中西委員を指名

会議に付する案件

議案第 35 号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について

議案第 36 号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について

議案第 37 号 伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則の制定について

なお、議案第 35 号及び議案第 36 号は、本日の審議を経た後、市議会 12 月定例会提出前の意思形成過程であるため、伊勢市教育委員会会議規則第 15 条の規定において秘密会とする旨、委員長から提案され承認。

では、議事に入る前に教育長、何かございましたら、ご発言をお願いします。

## **教育長報告**

私から 5 点ご報告等を申し上げます。

1 点目は安心安全に関わってですが、9 月の下旬に子どもを巡る痛ましい事件が発生をしました。今後、私たちとしては、子どもたちの生命と生活をどう守り、育てていくかについて、子どもの実態に合わせ、取り組んでいきたいと思っておりますので、ご助言等を頂ければと思います。

交通事故については相変わらず自転車による事故が多い。去年からスクエアド・ストレイト方式という交通安全教室を取り入れており、今年も実施をしたい。また各学校では、通学路の点検や安全指導に邁進していきたいと考えております。

また、先生方の心身の健康については、今、時代の閉塞感や教育現場の重苦しいムードを払拭していくために、とにかく力を合わせてほしいということをお願いしておりますが、心身ともにきつい時は、まず休んでいただきたいということをお話しています。

2 点目ですが、学校では運動会が無事に終了し、今週末から中学校、そして小学校の文化祭が開催されます。特に、中学校の合唱コンクール等は地域でもすばらしい催しものであると評価いただいているので、もしよろしければご参加いただければと思います。

秋になり、学びのグレードアップ総合推進事業にあわせ、各校で研究授業や研究会が持たれています。もし、近くの学校で行って頂けるようであれば、ご案内等さしあげますので、よろしく申し上げます。

3 点目ですが、統合に関わって 9 月議会で正式に宮川、沼木の中学校については伊勢宮川中学校と承認されました。11 月には起工式が予定されています。今後は、29 年の統合に向け諸準備を重ねていく予定です。

4点目ですが、管理職選考の時期になりました。10月の22日、23日に校長の2次試験の面接が行われます。伊勢からは10名が1次合格をしており、1人でも多く管理職選考に合格できるよう面接練習等を行っているところです。

5点目ですが、伊勢志摩サミットが来年5月に開催されます。それに関わって小・中学校へも様々な協力要請、いろいろな所からきており、整理の必要がありますが、来年の5月に向け、子どもたちが活躍する場面をいくつか設けることができそうです。

#### **委員長**

それでは、議事に入ります。

(以下、審議内容については、非公開)

(原案どおり承認)

#### **委員長**

続きまして、「議案第37号 伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則の制定について」を議題といたします。

教育長から提案説明をお願いします。

#### **教育長**

11ページをご覧ください。

これは伊勢市子ども読書活動推進会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、社会教育課から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **社会教育課長**

「議案第37号伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則の制定について」ご説明申し上げます。12ページをご高覧ください。

8月21日の教育委員会でお認めいただきました「伊勢市子ども読書活動推進会議条例」が9月市議会定例会において議決されましたことから、伊勢市子ども読書活動推進会議条例第6条の規定に基づきまして、推進会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、第2条で会長及び副会長を1人置くこととしその役割を定め、第3条で推進会議の会議について、また、第4条で庶務を社会教育課で処理することを定めています。

この教育委員会でお認めいただきましたら、条例同様、平成27年11月1日から施行させていただく予定です。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**委員長**

ただ今、教育長並びに社会教育課から説明をいただきましたが、ご意見ご質問はございませんか。

**委員長**

それでは、ご質問がないようですので、採決に移ります。

「議案第 37 号 伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

**委員長**

異議なしとのことでございます。

よって、「議案第 37 号 伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則の制定について」は、原案どおり可決 決定いたします。

以上で本日の審査案件はすべて終了しましたので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。